

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		食事療養標準負担額減額差額支給事務ファイル	
行政機関等の名称		小田原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		福祉健康部保険課	
個人情報ファイルの利用目的		被保険者が現物給付としての療養の給付若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受けるために、支給対象者の適格性を把握する。	
記録項目		1. 番号、2. 住所、3. 世帯主、4. 受診者、5. 種別、6. 月、7. 割合、8. 費用額、9. 支払額、10. 総支払額	
記録範囲		食事療養標準負担額減額差額支給申請書を提出した者	
記録情報の収集方法		直接本人から収集、神奈川県国民健康保険団体連合会から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない	
記録情報の経常的提供先		—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	小田原市 総務部 総務課（行政情報センター）	
	(所在地)	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		—	
個人情報ファイルの種別		<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当（提案の募集は当面実施しない）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
行政機関等匿名加工情報の概要		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		含まない（条例要配慮個人情報の規定なし）	
備考		—	